

# 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組み方針

平成24年3月

## 1 現 状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	技 能 労 務 職				民 間			A/B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(A)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
全 体	10人	53.1歳	350,000円	391,660円	—	—	—	—
学校給食	5人	56.2歳	364,200円	401,500円	調理師	40.3歳	217,500円	1.85
用務員	4人	51.4歳	342,100円	363,575円	用務員	50.0歳	187,300円	1.94
運転手	1人	43.9歳	310,800円	455,400円	自家用乗用自動車運転手	53.8歳	209,700円	2.17

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されている職種別の数値を使用しています。  
(平成20年～平成22年3カ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容及び雇用形態等の点において一致していません。

※ 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の給料月額の平均です。

※ 「平均給与月額」とは、給料月額と扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(2) 年齢別職員数

区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上
全 体							2		1	2	5	
学校給食										2	3	
用務員							1		1		2	
運転手							1					

※ 年齢区分及び職員数は平成22年4月1日現在におけるもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

※ 平成12年度以降新たな採用は行っていません。

※ 平成20年度に用務員2名を一般行政職に任用職種変更を行っています。

(3) その他給与に関する事項

① 給料表

行政職給料表(二)を基準として、独自の給料表を作成したものを適用しています。

② 技能労務職員に係る特殊勤務手当

手当名称	支給要件	支給単位
防疫等作業手当	感染症等の病原体の付着した物件の処理作業に従事したとき	日 額 300円
死体取扱作業手当	警察職員が行う検死等の補助作業に従事したとき	1 体 1,000円
精神障害者護送手当	精神障害者の護送業務に従事したとき	日 額 300円

### ③ 昇給基準

毎年1月1日に同日前1年間における勤務成績に応じ、4号級(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給します。

## 2 基本的な考え方

技能労務職員については、平成8年3月の最上町行財政改革大綱に基づき、退職者不補充職種としており、現在、新規の採用は行っておりません、今後も継続していくこととします。

給与面に関しては、国、県、近隣町村の動向を注視し、適宜改正等を行い、その実態についても町民に公表いきます。

## 3 具体的な取組内容

平成16年度には、病院給食業務の民間委託を行い、また学校給食と保育所給食の外部搬入の特区認定により統合も実施しております。

技能労務職に係る特殊勤務手当である運転手当はすでに廃止しております。

平成20年度には、学校用務員2名を一般行政職に任用職種変更を行い、技能労務職の人員削減と一般行政職の新規採用を抑制しています。

平成20年度から勤務評定をより一層活用し、勤務成績が劣る職員については、昇給に反映させることとしています。

## 4 その他

技能労務職は退職者不補充職種であるため、職員数は平成10年の28人から、平成23年には10人、5年後には3人となる見込です、今後も可能な業務に関しては、順次民間委託を推進し、定員の適正化を図っていきます。